

全国運転代行共済協同組合旅費規程

(目 的)

第1条 本組合の代表理事及び役員が承認した者が、職務のため出張するとき
は、本規定により旅費を支給する。

(計 算)

第2条 出張は順路により計算する。途中変更が生じた場合も同じとする。

2. 交通費、日当及び宿泊は下記の通りとする。

[イ] 交通費

- (a) 電車賃 特急(急行)料金及び座席指定料金等を含めた実費
- (b) 船 賃 1等及び指定料金を含めた実費
- (c) 航空賃 実費
- (d) 車 賃 実費 但し、タクシー代は上限を3,000円とする。

[ロ] 宿泊費

実費 但し、上限を1泊15,000円とする。

[ハ] 日 当

役員が、本組合のために出張した場合は、1泊について10,000円支給する。前泊については、支給しないものとする。

(職員の場合は、出張手当として1日2,500円とする。但し、宿泊あけの交通機関での移動のみの場合や、移動を含めた業務が8時間以内の外出にあたる場合は支給しないこととする)

なお、代表理事が承認した者に限る。

(請 求)

第3条 旅費を請求する者は、領収書を添付した請求書を事務局に提出しなければならない。

但し、領収書のとれないもの(鉄道やバスの短距離料金等)については、請求書に明細を記入するものとする。

(特別の措置)

第4条 この規定に定めない事項又は特別の事例については、代表理事の指示により処理するものとする。

付 則

この規定は、平成14年8月30日より実施

平成20年7月17日より改定実施

平成23年9月1日より改定実施